

議案第14号

## 令和8年度所沢市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度所沢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 納水戸数	173,940戸
(2) 年間総配水量	34,667,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	94,970 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道管布設及び更新事業	3,116,553千円
施設整備改良事業	568,974千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		
第1項 営業収益		7,832,388千円
第2項 営業外収益		7,274,981千円
		557,407千円
	支	出
第1款 水道事業費		7,184,700千円
第1項 営業費用		7,010,371千円
第2項 営業外費用		164,329千円
第3項 予備費		10,000千円

( 資本的収入及び支出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,967,998千円は過年度分損益勘定留保資金 2,178,931千円、当年度分損益勘定留保資金 328,629千円及び過年度分消費税資本的収支調整額 460,438千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的 収入		1,690,363 千円
第 1 項 企業債		1,600,000 千円
第 2 項 固定資産売却代金		54 千円
第 3 項 負担金		90,309 千円
	支	出
第 1 款 資本的 支出		4,658,361 千円
第 1 項 建設改良費		4,125,279 千円
第 2 項 企業債償還金		533,081 千円
第 3 項 過年度返還金		1 千円

( 継続費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	浄水場施設・設備更新事業（西部浄水場系監視制御装置更新工事）	1,099,340 千円	8	0 千円
				9	94,820 千円
				10	1,004,520 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道局庁舎総合管理業務委託料	令和9年度から令和11年度まで	190,773千円
上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和9年度から令和13年度まで	2,920千円
上下水道局庁舎立体駐車場保守定期点検整備業務委託料	令和9年度から令和13年度まで	2,860千円
上下水道局庁舎複写機（モノクロ）賃借料	令和9年度から令和13年度まで	契約により決定した額
上下水道局庁舎複写機（カラー）賃借料	令和9年度から令和13年度まで	契約により決定した額
泉町倉庫警備業務委託料	令和9年度から令和13年度まで	1,260千円
浄水場監視業務委託料	令和9年度から令和11年度まで	496,584千円
令和9年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和9年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	1,600,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

( 一時借入金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、1，000，000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び過年度返還金の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 783,639 千円 |
| (2) 交際費   | 150 千円     |

( たな卸資産購入限度額 )

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、66,985千円と定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊